

交通事故状況

種別	区分	累計	
		10月	本年 昨年
発生件数		68	483 451
死亡者		4	15 11
重傷者		3	28 31
軽傷者		68	522 496

発行 山口市役所
 編集 企画部広報課
 印刷 森重印刷株



市民ふれあい健康展 広げよう 健康づくりの輪

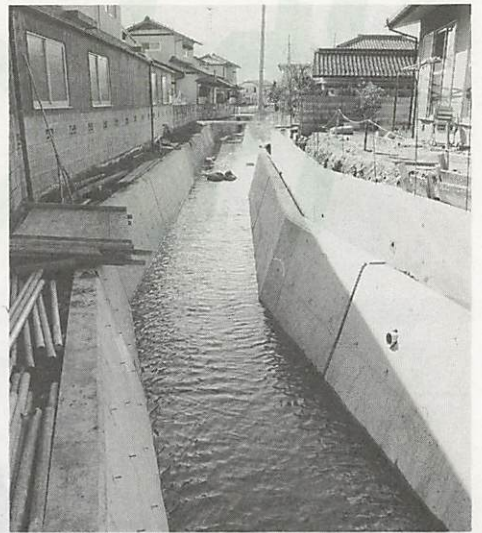
“ふれあい いきいき 健康づくり”をテーマに十一月八日、市民ふれあい健康展が市保健センターで開かれました。会場は多くの家族連れなどでにぎわい、保健婦による健康相談や食生活コーナー、薬草展などで健康について楽しく勉強したり、健康教室でエアロビクスにさわやかな汗を流していました。また、健康優良家庭の表彰や健康づくりの標語・ポスター入選者の表彰なども行われました。

山口市は今年七月、厚生省からヘルスパイオニアタウン事業の指定を受け、健康づくりを進めています。この機会に、健康についての認識をさらに深め、まず家庭内でそしてとなり近所へとふれあいの輪で健康づくりを広げましょう。

上半期の財政公表

一般会計予算現額

255億7千余万円



大歳矢原での都市下水路工事。このほか、平川、大内御堀でも工事中で、佐山都市下水路、由良都市下水路も今年度から着工の予定です

地方自治法に基づく財政に関する事項の公表に関する条例により、昭和六十二年上期の財政状況を公表します。

昭和六十二年十一月十五日
山口市長 小林兼年

一般会計

一般会計の予算規模は、九月の市議会を含め三回の補正を行い、当初予算に十三億七千余万円を追加し、二百五十五億七千余万円となっています。

このように例年になく大型補正となったのは、高度情報化推進対策事業として五億六千余万円を追加したほか、国の緊急経済対策に対応して、建設事業として土木費、農林水産業費に四億八千余万円を追加したこと等によるものです。

9月末現在で

支出率は31・8%

九月末現在の一般会計の収入率は三七・六で、支出率は三二・八です。

また、公共事業は早期発注を行い、景気浮揚を早めるよう努めています。

今年度事業は、まず義務教育

昭和62年度一般会計歳入歳出予算 上期(4月～9月)実績

(単位:千円)

収入	率	予算現額	歳入	歳出	予算現額	支出	率
100	50	%	12,500,850	市 税	222,829	45.1	%
				地方譲与税	3,936,793	37.3	
				地方交付税	4,502,670	35.6	
				地方債	2,346,686	34.9	
				地方交付税	75,249	70.4	
				農林水産業費	1,107,561	19.9	
				商工費	729,163	38.2	
				土木費	4,372,692	15.8	
				消防費	584,078	39.3	
				教育費	4,144,541	25.2	
				災害復旧費	330,265	4.6	
				公債費	2,962,798	46.8	
				諸支出金	210,000	100.0	
				予備費	50,000	—	
				合計	25,575,325	31.8	

歳入歳出予算額は繰越額137,822千円を含む。

10月26日
市議会臨時会

平川小の屋内運動場 今年度中に完成予定

第五回市議会臨時会が、十月二十六日、開催されました。上程された議案は、次の三件で、いずれも、同日、可決されました。

一般会計補正予算(第四号)

2億6百余万円を追加

歳入歳出にそれぞれ二億六千四百四十余万円を追加し、一般会計の予算総額を二百五十六億四千四百万円としました。追加計上した補正予算の歳出は、平川小学校屋内運動場増設工事費として所要の経費を計上したものです。

■第10次道路整備五箇年計画の策定に関する意見書の提出について
(議員提出議案)

(意見書の趣旨)

高規格幹線道路はもとより生活に密着する地方道の整備を強力に推進するため、第十次道路整備五箇年計画の投資規模を大幅に拡大し、緊急地方道路整備事業の存続を図るとともに、現行の揮発油税等の道路特定財源はその全額を道路費に充当するなど、道路財源を適正に確保されるよう強く要望する。

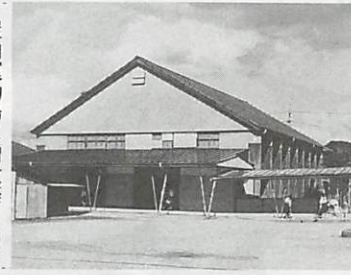
■第2次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の策定に関する意見書の提出について
(議員提出議案)

(意見書の趣旨)

急傾斜地崩壊対策事業を緊急かつ計画的に実施するため、昭和六十三年度を初年度とする第二次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の策定とその所要額を確保し、事業費の拡大を図られるよう強く要望する。

また、歳入予算については、一般財源として、地方交付税を六千四百四十余万円、特定財源として、国庫支出金七千七百四十余万円、市債七千三百九十万円を追加計上しました。

屋内運動場に増設される平川小学校の講堂



業を進めており、山口漁港の改修、地蔵峠林道整備、都市下水道事業等を行っています。

特別会計

特別会計の収入支出状況、市債現在高ならびに市有財産現在高は、別表のとおりです。

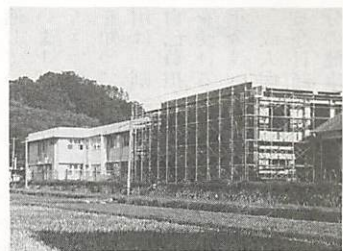
特別会計のうち、下水道特別会計では堅小路附近の工事を行い、大殿地区を中心に供用開始区域の拡大をめざしています。

市有財産現在高のうち、出資による権利の主なもの、山口県産業技術開発機構、山口県信用保証協会、山口市土地開発公社への出資、出捐金などです。

また、基金の現金の主なものは、財政調整基金、開発振興基金、土地開発基金などで、基金に掲げる土地は土地開発基金です。



御堀平井線の道路整備



湯田小の校舎増改築工事

市有財産現在高 (9月末)

区分	現在高
土地	1,637,904.79 m ²
建物	250,769.96 m ²
山林	6,491.23 ha
立木	647,459 m ³
有価証券	54,375,000 円
出資による権利	198,578,000 円
債権	2,012,953,906 円
現金	1,919,433,395 円
土地	7,546.76 m ²

市債現在高 (単位:千円)

区分	現在高
一般会計	19,494,929
特別会計	10,374,554
合計	29,869,483

※ 9月末現在

特別会計予算の収支状況 (9月末現在)

(単位:千円)

会計名	予算現額	収入済額	支出済額	支出済率(%)
国民健康保険	4,668,549	1,432,615	1,728,235	37.0
老人保健	6,939,789	2,719,150	2,810,001	40.5
同和対策資金貸付事業	275,436	56,135	117,890	42.5
と畜市場	19,360	368	7,490	38.7
下水道事業	2,570,704	291,618	822,204	32.0
土地取得事業	394,854	38,154	55,677	14.1
駐車場事業	30,332	17,949	21,213	69.9
特別林野	41,541	30,707	14,176	34.1
合計	14,940,565	4,586,696	5,576,886	37.3

秋の叙勲・褒章

山口市から17人が受章

昭和六十二年秋の褒章および叙勲受章者が十一月二日、三日に発表され、山口市から次の十七人の方が受章されます。

業務の分野は、それぞれ違っても、その道一筋に活躍された方々です。受章のご栄誉を心からお祝いを申し上げます。

秋の叙勲

▽勲三等瑞宝章

地方自治功労)

春若福治(63、惣大夫町、元

佐伯正重(70、泉町、元山口

県出納長、地方自治功労)

塩見隆行(74、糸米一丁目、

元山口女子短期大学教授、教

育功労)

眞野ツイコ(75、上宇野令、

元山口女子短期大学教授、教

育功労)

若崎得一(70、大内、元山口

簡易裁判所判事、裁判官功労)

▽勲四等旭日小綬章

荒瀬三郎(72、道場門前二丁

目、元県人事委員会事務局長、

地方自治功労)

▽勲四等瑞宝章

秋本勝人(74、名田島、元県

議会議務局長、地方自治功労)

原田秋男(73、宮野、元山口

地方検察庁検務第二課長、検

察事務功労)

▽勲五等瑞宝章

辻田稔次(70、下堅小路、保

護司、更生保護功労)

中原龍雄(71、白石一丁目、

元総務府事務官、行政監察事

務功労)

藤本勇(75、糸米一丁目、元

警視正、警察功労)

▽勲六等宝冠章

中村チヨノ(80、下市町、山

口和裁専門中学校長、教育功労)

▽勲六等瑞宝章

春若福治(63、惣大夫町、元

市職員採用試験 (技能職員)

職種・人員・資格

○環境衛生整備員(じん茶取集その他環境整備)・二人
○給食調理員(学校、保育園等福祉施設の給食調理)・三人、いずれも昭和三十七年四月二日から昭和四十五年四月一日までに生まれた人で、中学校卒業以上の学歴を有する人。

一次試験

○十二月十三日(日)山口市役所三階大会議室で適性検査

統計功労者表彰

徳万さんら7人4団体

第三十五回山口県統計大会が、十一月十日、県庁職員ホールで開催され、昭和六十二年統計功労者の表彰が行われました。

表彰を受けた方は、次のとおりです。(敬称略)
▽総務庁長官表彰
徳万英子(小売物価統計調査員、宮野)

▽通商産業大臣表彰
株式会社文栄堂(商業統計調査事業所、道場門前)
嘉川興業株式会社(工業統計調査事業所、嘉川) 西

京スタイル株式会社(生産動態統計調査事業所、秋穂二島)

▽通産省調査統計部長表彰
石川賢治(工業統計調査実

受験手続

○「受験申込書」に必要事項を記入し、十一月十六日から三十日(必着)までに市職員課(〒753 亀山町2-11)に申し込んでください。

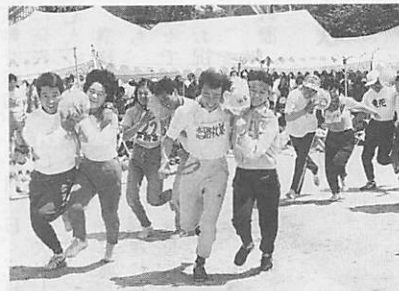
受験申込書は、職員課または各出張所にあります。(郵便で受験申込書を請求する場合は、七十円切手をはった返信用封筒を同封してください)

▽労働大臣表彰
ブルーウェイ株式会社P・Dセンター(毎月勤労統計調査事業所、宮野)
▽山口県統計協会会長表彰
藤井千代子(統計功労者、調査員、小鯖) 藤井サトエ(統計功労者、調査員、仁保) 新井豊美(統計功労者、調査員、陶)

吉敷出張所・公民館 増改築工事が完成

十月三十日、吉敷出張所の増改築工事(事務室五七平方メートル、倉庫五〇平方メートル)と同公民館の補修工事(天井、壁)等が完成しました。総工費は、屋外設備費を含め、二千四百六十五万円。

みんなの健康



国保の現状と保健施設

医療費

昭和六十二年四月から八月までに、国保の被保険者が医療機関（お医者さんなど）にかかった診療に要した費用（総医療費）は、三十三億六千六百八十七千円です。

これは、前年の同時期に比べ八・九％の増加となっています。一人当たりでは、十一万四千三百九円で、七・一％増加しています。

また、これを老人保健適用者とそれ以外の人とでみると、前者は一人当たり二十七万五千六百六十六円、後者は六万五千六百六十六円となっています。

一人当たりの医療費

昭和六十一年度の国保の医療費は約七十三億円でした。

これを入院、外来別に加入者一人当たりの医療費でみると、右下の表のようになります。

入院・外来別一人当り医療費(除く調剤)

年代別	入院	外来	合計
0～9歳	15,069円	16,107円	31,176円
10～19歳	16,709円	27,985円	44,694円
20～29歳	32,861円	37,669円	70,530円
30～39歳	55,655円	44,099円	99,754円
40～49歳	77,769円	57,173円	134,942円
50～59歳	106,678円	72,802円	179,480円
60～69歳	128,006円	123,350円	251,356円
70歳以上	384,383円	208,371円	592,754円
全	147,242円	101,746円	248,988円

保健施設

ヘルス・バイオニア

タウン事業

保健施設といっても、特別な施設をいうだけではなく、健康保持を目的とする健康づくりにかかわる各種の行事も含まれます。たとえば、健康診断、健康相談、健康保持に関する研究会、

外来人間ドック

被保険者の健康管理には最も適しているものとして実施しています。毎年一回は受診検査でチェックを受け自分の健康状態を知っておきましょう。検査費用は一回（最高三千二百円）が自己負担となっています。検査を受けるときは、事前に市保険年金課へ申し出て下さい。

成人病予防対策が叫ばれている今日遅くとも四十歳からは自分の健康は自分でつくるような

各グループの健康増進活動

各地区の自主グループで行われている健康に関する研究会、講習会、スポーツ関係などの活動に対し、これを育成、奨励するため補助を行っています。たとえば、愛育会、高血圧教室OB会、コスモスの会、老人クラブなどがその目的にそった健康づくりを保健婦などのもって活動しています。

健康優良家庭の表彰

国保の加入世帯で一年間保険医療を受けていない優良な健康家庭に贈るものです。

医療費通知

一か月間に、医療機関でどのくらい医療費がかかったかを世帯単位にお知らせしています。一年間に三回お知らせし、受診月の三か月後に通知していますので参考にして下さい。

その他

十一月八日には市民ふれあい健康展を開催し、健康づくりの自衛意識を高めました。また各地区では、健康づくりの各種行事が行われ、心身の健康は市民活動の基礎的な条件を再認識しています。

保健婦活動

皆さんの健康を守るため、市

みんな育てよう

みんなのやまぐち

あなたの健康を守る

保険料

国保に加入すると同時に、世帯主には保険料を支払う義務が生じます。

保険料は、皆さんが病気やけがをしたときの医療費をはじめ、助産費、葬祭費などの給付の費用にもあてられ、国保の運営をするための貴重な財源となるものです。

この保険料は、基本的には皆さんの医療費に応じてまします。具体的にいとうと、まず向こう一年間の医療費がどのくらいになるかを予測し、それから一部負担金（医療費の三割分）と国の補助金などを差し引いた額が、全体の保険料となります。

ですから、医療費が伸びれば皆さんが納付している保険料も高くなり、負担も大きくなります。

病気が早期発見、早期治療が大切です。健康には、日ごろから十分注意しましょう。

保険料は納期内に納めましょう

納めましょう

保険料の納付方法には、次のように納付組織、口座振替、自主納付の三つの方法があります。



■納付組織に加入し納める方法
町内などでつくっている納付組織に加入していただき、その組織でまとめて納付してもらいます。

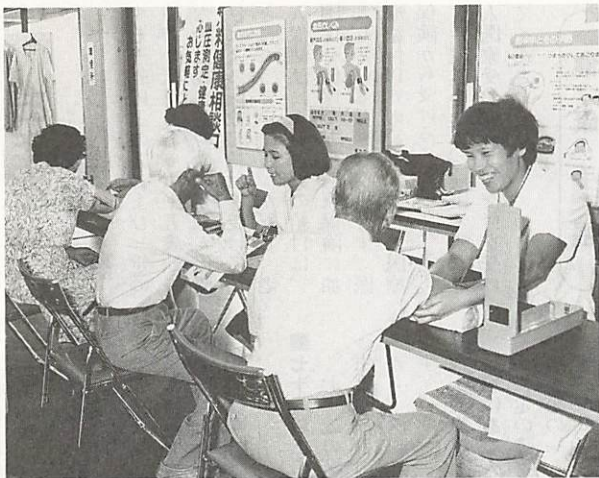
■口座振替によって納める方法
みなさんの預貯金口座から自動振替によって納付していただきます。口座振替の手続きは、預貯金口座のある金融機関に申し出て下さい。

■自主納付により納める方法
納付組織および口座振替にも加入していない人は、納期ごとに金融機関で納付していただきます。

なお、病気などで自主納付に行けない人については、市納税課（☎22-4111）へ申し出ていただければ、国民健康保険推進員が納期ごとにお宅へおうかがいします。

保険料の納期

保険料は、六月の一期から翌年三月の十期まで、一年分を十回に分けて納付していただくことになっています。



あなたは健康ですか

健康相談では、検尿や血圧の測定など簡単な検査もでき、自分の健康状態に不安や悩みをもっている人に適切なアドバイスをしています。各地区を巡回していますので、お気軽にご相談ください。

こくこ けんこ

の保健婦八人が、家庭訪問や健康相談などいろいろな活動をしています。

毎週月曜日（午後一時三十分

加入 喪失 手続きはお早めに

国保は、世帯主に保険料の支払いや届け出の義務があり、他の健康保険の加入者以外はすべて国保に加入することになって

います。したがって、他の健康保険に加入あるいは喪失した場合は、十四日以内に届け出をしなければなりません。

他の健康保険に加入した場合は国保の喪失届が必要で、この届け出を怠るといつまでも保険料が課せられることとなります。また、会社等を退職した場合

から二時三十分まで）には、市の保健センターで皆さんからの健康相談を受けていますので、お気軽にご相談ください。

には、国保の加入手続きが必要

です。国保の加入、喪失の手続きには、印鑑と加入した健康保険証または喪失したことを証明する書類が必要です。

被保険者証

被保険者証は、医療機関で受診するときに国保に加入していることを証明する「資格証明書」となるものです。受診の際は、必ず被保険者証を診療窓口に掲示してください。

被保険者証は、学生や一定の

第三者行為による医療費

治療費は加害者負担

国保に加入している人が第三者（他人）の過失（交通事故など）によりけがをした場合、治療費は全額加害者が支払うのが原則となっています。

しかし、届け出をすれば国保の被保険者証で治療を受けることもでき、この場合は、加害者が支払うべき治療費をとりあ

期間住所を離れる人にも交付されます。

■学生の被保険者証

学校教育法第一条に規定する学校へ修学のため親元から他の市町村に住所異動した子弟のための特別規定として、修学地で療養の給付を受けることができるよう、被保険者証を別に交付する制度があります。

この場合は、親元からの仕送りが必要で、申請手続きには国保の被保険者証、在学証明書または学生証、印鑑が必要です。

■遠隔地の被保険者証

一定の期間、家族と居所を別にして住所を離れて生活をする場合は、申請により遠隔地の被保険者証を交付することができます。

申請手続きには、国保の被保険者証と印鑑が必要です。

ず国保が一時立て替え払いをしただけで、かかった費用は後で加害者が国保に全額納付しなければなりません。

■診療前には届け出を

交通事故にあつた場合には、すぐ警察に届けると同時に相手を確認し、国保で治療を受ける場合には必ず、市保険年金課に

ボクの名前は「元気くん」

どうぞよろしく

市内の小・中学生を対象に募集していた「健康づくりの標語・ポスター」の入選作が決まり、十一月八日に市保健センターで開かれた市民ふれあい健康展で表彰式が行われました。



入選者は、次のとおりです。

標語の部

《最優秀賞》
藤井優騎くん（大歳小六年）

《優秀賞》
▽山本明弘くん（佐山小二年）
▽吉田美紀さん（宮野小四年）
▽井上志保さん（潟上中三年）
▽須藤勝美さん（仁保中二年）

最優秀標語

健康は「ぼくたちみんなの宝物」

じょうずな 診察のうけ方

- 急病でない限り、診療時間内にみてもらう
- かかりつけのお医者さんときめ、同じ病気で医者さんを転々としな
- みてもらうときは、要領よく症状を説明する
- お医者さんを信頼し、むやみに治療方針に口をはさ

ない
○被保険者証を、必ず持参する



届け出が必要な手続きをしてください。ただし、無免許運転、飲酒運

転、無謀運転等による自損事故の場合には、国保の給付を制限されることがあります。

お年寄りの医療は 老人保健で受診を

七十歳以上の人および一定の障害の状態にある六十五歳から六十九歳までの人は、老人保健法による医療の給付を受けることになっています。ただし、老人保健法による医療の給付は、国保や健保などの医療保険に加入していることが前提です。医療給付以外の給付は、この医療保険から受けることとなります。

給付の開始と手続き

七十歳以上の人

七十歳の誕生日の翌月（誕生日が一日の場合はその月）から、医療給付が受けられます。

六十五歳以上で一定の障害の状態にある人

一定の障害とは、身体障害者手帳の一〜三級と四級の一部、および障害年金の一〜二級を受けられる程度の障害のことです。

健康手帳

老人保健法が適用されると、医療受給者証の入っている「健康手帳」が交付されます。

これは、老人保健による医療が受けられる「資格証明書」であるとともに、お医者さんにかかったときや健康診査を受けた



市保健センターでの高血圧教室。一般健康診査で高血圧といわれた方は、参加してみませんか。

その認定を受けた月の翌月（認定日が一日の場合はその月）から、治療上必要と認められたコルセットなどの補装具や看護（事前承認）などは、その費用を本人が立て替え払いしたあと市役所へ申請すれば審査のうえ払い戻しを受けることがで

老人保健の手続き

こんなとき	いるもの	いつ
70歳になったとき	被保険者証、印鑑	70歳の誕生日
一定の障害のある人が65歳になったとき	被保険者証、印鑑、障害の程度を証明するもの	65歳の誕生日
65歳～69歳の人が一定の障害になったとき	同 上	身体障害者手帳等の交付を受けたらすぐに
住所が変わったとき	健康手帳、印鑑	すぐに
被保険者証に変更があったとき	被保険者証、健康手帳、印鑑	すぐに
転出するとき	健康手帳、印鑑	すぐに
死亡したとき	同 上	14日以内

※手続きは、市保険年金課（☎22-4111）または、各出張所へ

受診するとき

お医者さんにかかるときは、必ず「健康手帳」と医療保険の「被保険者証」を、窓口に提示してください。このときには、次の一部負担金が必要です。

入院外（通院）

一つのお医者さんごとに、各月の最初の診療日に八百円。ただし、総合病院の場合は、診療科ごとに八百円。

入院

入院期間中、一日につき四百円。ただし、次の要件に該当する場合は、市長の認定を受けると減額されます。

○厚生大臣が定める疾病（特定疾病）に係る医療を受けている場合。特定疾病とは、「人工腎臓を実施している慢性腎

同和問題を考える



わたしたち一人ひとり、かけがえない尊い人間です。そして、だれもが「健康でありたい」「しっかり教育を受けて能力を十分のばしたい」「働きがいのある仕事につきたい」など、幸せを願い、生きがいのある生活を求めて努力しています。

ところが、わたしたちの身近な生活の中には、こうした願いや努力が、さまざまな偏見や不合理な理由によってばまれてくる実態があります。なかでも、同和問題は、日本の歴史の中でつくられた身分制度が原因となっており、現在もおお、きびしい差別が残っているという最も重大な社会問題です。

同和問題の解決をめざして 学校では今……

学校における同和問題は、個人の尊厳と人権尊重の教育を基盤に、すべての子どもに同和問題を解決する意欲と実践力の基礎を培うことを基本として進められています。そしてそれぞれの地域の実態や児童、生徒の発達段階に即して、これを説明するために、「差別を見抜く力」「差別を許さない心情」「差別をみんなで解決する実践的態度」を身につけた児童・生徒を育成することをめざしています。

同和問題を考える



この問題の解決はすべての国民の課題であることを常に認識し、学校、家庭、地域社会が一体となって、それぞれの教育的機能を十分に發揮するとともに、相互の連携をさらに深めることが最も肝要です。

次代を担うことへの幸せを願って、学校が進めている同和教育を理解し、みんなで協力して推進させたいものです。

(7)

児童手当の支給 申請の翌月分から

児童手当は、昭和六十一年六月から制度が大きく変わり、六十三年度までは経過措置として毎年支給資格が異なります。

昭和六十二年の支給資格は次のとおりです。

■支給資格

十八歳未満の児童のうち、第二子が昭和五十八年四月二日以降に生まれた児童である



児童手当の申請には、前年の所得、養育の状況などの届けが必要で、毎年六月に「現況届」を提出していただくことになっていました。

山口おやこ劇場例会 長靴をはいた猫

- 日時 11月25日(水)午後6時開場、6時30分開演
- 場所 市民会館大ホール
- 内容 すわらじ劇団による、小学校低学年向けの舞台劇
- 問い合わせ 同劇場事務局 (☎25-1486) へ。※会員制です。

市児童館特別講座 手づくり年賀状

- 日時 11月25日(水)26日(木)午後3時30分～5時
- 場所 市福祉センター(下野小路)
- 対象 小学1年～3年生
- 定員・会費 30人・100円
- 持参品 えのぐ、手ふき用タオル、年賀状2枚(昭和63年用)
- 申し込み 11月17日以降に、市児童館(☎22-7121)へ。申込順。

造林を進めましょう

造林(苗木の植栽)で、あなたの山林の価値を高めませんか。造林には補助金ができます。特に、松くい虫の被害林を造林すると補助率が高くなります。

補助条件は、面積が0.10ha以上(水田跡地では0.05ha以上)で、植栽する苗木がスギ、ヒノキ、クスギなどです。

詳しくは、市農林水産課(☎22-4111)または山口市森林組合(☎23-2726)へ

ご利用ください山口宇部空港

現在、山口宇部～東京間は1日4往復運航されています。所要時間は、1時間25分～40分です。11月分の山口宇部空港発着時刻は次のとおりです。お気軽にご利用ください。

便	東 京	山 口 宇 部	便	山 口 宇 部	東 京
693	7:30	9:05	694	9:45	11:10
695	11:55	13:30	696	14:10	15:35
697	13:05	14:45	698	15:20	16:45
699	17:30	19:10	700	19:45	21:10

※699便と700便は、月曜日と金曜日は10分遅発です。

乳児医療費の助成

乳児の保健向上と児童福祉を推進する目的で、乳児(0歳児)の医療費を助成しています。

○対象者 市内に居住する乳児の属する世帯で、前年の所得税(両親および同居の祖父父母を含む)が八万六千円以下の世帯

○内容 乳児に要した医療費の自己負担分を助成

○期間 出生日から満一歳の誕生日の属する月の末日まで

被保険者証の更新はお済みですか

現在使用されている国民健康保険被保険者証、退職被保険者証は、十一月三十日で有効期間が切れます。

これに伴い、現在、被保険者証の更新を実施しています。三十日までに、必ず更新を済ませてください。

(詳細については、市報十一月一日号の二頁をご参照ください)

○申請手続き 健康保険証と印章を持参のうえ、市保険年金課または各出張所へ。

なお、今年一月二日以後、山口市に転入された人は、前住所地の税務署の納税証明が必要で



山口ニューメディアセンター

テレメーターVAN実験 ガス・水道・電力を自動検針

小京都ニュータウンで
今月～63年9月末

山口県における高度情報通信基盤の整備を推進している山口ニューメディアセンター株式会社では、通商産業省のニューメディア・コミュニティ構想応用発展地域の指定を受け構築を進めていたテレメーターVANシステムの実験事業を今月から開始します。

実験事業の概要は、次のとおりです。

■実施地域 小京都ニュータウン(大字大内御堀)

■対象戸数 昭和六十二年十月末から来春にかけ完成する家を順次対象とし、最終的には、五〇戸程度となる予定。

■当面の実験事業内容

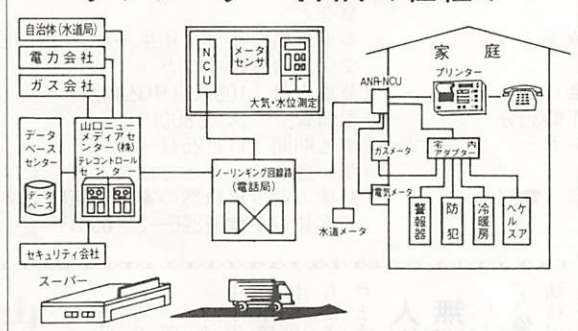
- ・自動遠隔検針 山口ニューメディアセンター(株)から、電話のベルを鳴らさず自動的に家庭のガス・水道・電力のメーターの検針を行う。また、検針結果をプリンターを利用して各家庭に連絡する。
- ・ホームセキュリティ 火災感知器、ガス漏れ感知器、非常押ボタンからの通報を山口ニューメディアセンター(株)のマシンで受け、関係機関へ連絡する。
- ・その他 家庭のプリンターを利用して、各種の情報を提供する。

■参加事業者 山口合同ガス(株)、市水道局、中国電力(株)、林兼不動産(株)、宅建メーカI、NTT、山口ニューメディアセンター(株)

■実施期間

今月～昭和六十三年九月末(来年二月)から電力、ガス、水道の三者相乗りによる総合実験

テレメーターVANの仕組み





健康コーナー

- 子宮がん集団検診**
- 対象 30歳以上の市民
 - 期日・場所 〈11月24日〉吉敷公民館 〈27日〉市保健センター
 - 受付時間 午後1時30分～2時
 - 料金 600円(70歳以上の人および市民税非課税世帯の人は無料)
 - 申し込み 市保健センター(☎21-2666)へ
- ※当日、和服はご遠慮ください。



不動産と電話加入権の公売

- ◆不動産(土地)の公売**
- 日時 12月10日(木)午前10時～
 - 場所 市役所第6会議室(3階)
 - 公売する土地 ▷所在・大字宮野下門前1112番3▷地目・田▷地積・370㎡(公簿上)
 - 入札参加資格 農地法第3条の許可が受けられる人(農業委員会発行の適格証明書を持参した人)
 - 持参品 印鑑、入札保証金(30万円)
- ◆電話加入権の公売**
- 日時 11月26日(木)午前10時～
 - 場所 市役所第2会議室(2階)
 - 公売する電話加入権 〈山口局〉☎24-7318
 - 持参品 印鑑、入札予定金(最低公売価額53,000円)
- ◎問い合わせ 市納税課整理係(☎22-4111)へ。当日までに市税の納入があった場合は、中止することがあります。

給水装置工事 指定業者を追加指定

市水道局は、次の業者を水道給水装置新設工事等の指定工事店(第1種)として、11月2日付で指定しました。

- 有限会社福永配管所(代表取締役福永正義・大字矢原1184-13☎23-1088)

市民講座

- 日時 11月28日(土)午後1時30分～4時
- 場所 市民会館小ホール
- テーマ・講師 「県勢振興の課題と将来展望」井上昭夫・県企画部参事
- 受講料 無料(誰でも受講できます)
- 問い合わせ 山口県土地家屋調査士会(☎22-5975)へ



- 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない
- 子供は、マッチやライターなどで遊ばせない
- 風の強いときは、たき火をしない
- 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない
- 家のまわりに燃えやすいものを置かない
- ふろの空だきをしない
- ストーブには、燃えやすいものを近づけない

消えたかな、火の用心ももう一度

十一月二十六日から十二月二日までは、「秋の全国火災予防運動」です。

この機会に、暖房器具などの点検・整備を行いましょ。火災の大半は、人の不注意により発生しています。火を

取り扱うときは十分注意し、次の「火の用心七つのポイント」を励行しましょう。

また、十一月二十七日(金)の午前十時三十分から、湯田温泉一丁目、消防演習が行われます。

市民会館12月から工事 白石公民館とも事務所は木田ビルに移転します

市民会館の機能整備工事が12月1日から始まり、昭和63年3月31日までの4か月間、使用できません。

この工事に伴い、市民会館と白石公民館は事務所を12月1日から次の場所へ一時移転します。

- ◆市民会館および市公営施設管理公社 木田ビル3階(中央二丁目6-27☎23-1000) ※電話は従来どおり
- ◆白石公民館 木田ビル2階(☎22-0381) ※電話は従来どおり

山口県医師会 創立100周年記念行事

- 《防長医家遺墨展》
- 期間 11月28日～12月9日(月曜日)は休館)午前9時～午後4時30分
- 場所 県立山口博物館
- 《医家作品展》
- 期間 11月26日～29日
- 場所 県スポーツ文化センター
- 《記念特別講演》
- 日時 11月28日(土)午後2時30分～
- 場所 県スポーツ文化センター
- 講師 作家・遠藤周作氏
- 演題 「心あたたまる医療を——患者の立場から」
- 《海上自衛隊音楽隊演奏会》
- 日時 11月28日(土)午後1時30分～
- 場所 県スポーツ文化センター
- ◎入場料 いずれも無料
- ◎問い合わせ 山口県医師会(☎22-2510)へ

不燃物の収集日 出張所地区

〈12月〉1日嘉川、2日陶・鑄銭司、3日佐山、4日秋穂二島・名田島、8日大内、11日平川、15日小鯖、18日吉敷、22日仁保、23日宮野、25日大蔵



募集コーナー 芸北の民俗芸能と仏像を訪ねて

- 日時 11月25日(水)午前8時～午後5時、市民会館小ホール前出発
- 訪問先 広島県千代田町ほか(芸北民俗芸能保存伝承館、古保利薬師堂、吉川元春居館跡ほか)
- 募集人員 40人(申込順)
- 会費 5,500円(入館料、昼食代を含む)
- 申し込み 11月19日までに、電話で山口の文化財を守る会(市歴史民俗資料館内☎24-7001)へ

親子もちつき大会

- 期日 12月12日～13日(1泊2日)
- 場所 県秋吉台少年自然の家
- 内容 もちつき、クラフト、天体観察など
- 参加資格 小学1年生～中学3年生で保護者同伴のこと
- 募集人員 100人(申込順)
- 参加費 1人1,800円
- 申込期間 11月25日～12月5日
- 問い合わせ 申込方法など詳しくは県秋吉台少年自然の家(美東町大字赤字長谷平☎08396-2-0581)へ

山口天神まつり

11月23日

当日は、午後一時に古熊神社と八坂神社から行列が出発し、御神幸祭が行われます。

また、午前10時から、市内中学生新人相撲大会、ちびっこ相撲大会、子供たたるみこし、市内小・中学生剣道大会、もちまきなどが古熊神社で行われます。

人権週間に当たり 無料相談所を開設

十二月四日から十日までは「人権週間」です。山口地方法務局と山口県人権擁護委員連合会では、「人権の共存」「いじめ、体罰の根を絶つ」を重点目標に、次のテーマに取り組んでいます。

- 部落差別をなくそう
- 女性の地位を高めよう
- 障害者の完全参加と平等を実現しよう

この人権週間に当たり、次のとおり無料相談所が開設されますので、お気軽にご相談ください。

- ◆無料法律・人権相談所
- 日時 十二月五日(土)午前九時～正午
- 場所 市役所第一会議室
- 相談担当者 弁護士、人権擁護委員、法務局職員
- ◆無料人権相談所
- 日時 十二月二日(水)午前十時～午後三時
- 場所 陶隣保館
- 相談担当者 人権擁護委員、法務局職員、民生委員